

沖縄観光振興強化事業「団体旅行支援事業」関係

Q & A

2011/11/29 更新

Q 対象となるのはどのような団体ですか？

受注型企画旅行となります。例として以下のようなものは対象となりません。

▽ 主催者が国・地方公共団体   ▽ 政治的・宗教的活動に関する旅行

▽ 教育旅行   ▽ 募集型企画旅行

受注型企画旅行では募集型のように不特定多数の参加を募ることはできません。

ちなみに、旅行業公正取引協議会や日本旅行業協会の見解では、受注型企画旅行で参加者を募集できる範囲は「日常的に接触がある、顔見知りの範囲」とされています。

Q 主催者の委任は必要ですか？

A 必要ありません。今回の制度は主催者支援に限定していませんので旅行社が直接申請でき且つ支援を受けることができます。ただ、同一のツアーに対して主催者と旅行社の両方から申請がある可能性がありますので、注意が必要です。

Q 通知はいつきますか？ (2011.11.29 追加)

A 受理通知は、申請書を審査した後に、文書またはメールにて申請者と主催者の双方に通知致します。

支援確定通知は、旅行終了後の実績報告書等の必要書類を審査した後に、文書またはメールにて申請者と主催者の双方に通知致します。

詳細につきましては、「手続きの流れ」をご確認ください。

Q 支援額はいくらですか？

A 延べ泊数×1,000円です。ただし2泊まで、上限60万円までの支援となります。

Q 申請時点と実際の旅行の時点で人数が変更となった場合はどうなるのですか？

A 以下の例を参照ください。

例1：30名が参加した2泊3日の旅行で、1日目（泊目）に30名が1泊したが、2日目に5名減ったため結果的に25名が2泊した。

支援額 → 延べ泊数 55泊×1,000円=55,000円

例2：25名が参加した2泊3日の旅行で、1日目は25名（支援を受けるための最低人数）いたが、2日目に2名減り23名になり25名を割ってしまった。

支援額 → 延べ泊数 25泊×1,000円=25,000円

Q 旅行直前なのですが、申請はできませんか？

A 旅行開始の14日前までに申請されたツアーが対象となります。ただし、14日以上前に申請をしても、書類不備などがあり、修正後の申請書が提出されたのが旅行開始の14日前よりも後だった場合は、対象となりません。

Q 旅行参加者数はどのように確認しますか？

A 基本的には航空会社が発行する団体搭乗証明書となります。各地から参加する旅行で団体航空券ではない個人に対する航空券(個札(こさつ)と言ったりします)の場合は、参加者全員分の搭乗券の半券の写しを提出いただくことで確認いたします。

Q 支援確定するのはどのタイミングですか？

A 支援申請をただけでは、支援決定にはなりません。最終的に報告書や団体搭乗証明書等の必要書類を提出後、支援確定通知の発行をもって支援確定となります。

Q 支援金の受取りに海外の口座は指定できますか？

A 海外送金は行っておりません。日本国内の口座をご指定下さい。